

## さいたま市告示第678号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成26年5月2日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三栄ビル

所在地 さいたま市大宮区宮町一丁目60番地

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ・ 名称 大宮ビル株式会社  
代表者氏名 代表取締役 兼杉 涼二  
住所 さいたま市大宮区宮町一丁目62番地
- ・ 名称 株式会社日勝堂  
代表者氏名 代表取締役 齋藤 巖  
住所 さいたま市北区東大成町一丁目489番地1日勝堂ビル801
- ・ 名称 有限会社浜友商事  
代表者氏名 代表取締役 大石 恵司  
住所 浜松市中区砂山町331番の21
- ・ 氏名 荒井 孝  
住所 さいたま市大宮区高鼻町2丁目69番地6
- ・ 氏名 荒井 節子  
住所 さいたま市大宮区高鼻町2丁目78番地
- ・ 名称 株式会社ジェイ・エス・ティ  
代表者氏名 代表取締役 兼杉 統治  
住所 東京都台東区浅草橋二丁目29番14号
- ・ 名称 株式会社あざみ  
代表者氏名 代表取締役 小山 善信  
住所 さいたま市見沼区大字中川804番地の2
- ・ 氏名 齋藤 カシク  
住所 さいたま市大宮区浅間町1丁目143番地
- ・ 氏名 齋藤 隆  
住所 さいたま市大宮区浅間町1丁目143番地
- ・ 氏名 細美 貴文  
住所 東京都清瀬市元町二丁目13番25号
- ・ 氏名 細美 恵子  
住所 東京都清瀬市元町二丁目13番25号
- ・ 名称 株式会社ゆうきや

- 代表者氏名 代表取締役 東 龍治  
住所 さいたま市大宮区宮町一丁目74番地
- 名称 有限会社小西屋洋服店  
代表者氏名 代表取締役 出窪 昭一  
住所 さいたま市大宮区高鼻町一丁目292番地2
- 氏名 横尾 英憲  
住所 さいたま市西区大字宝来1548番地3
- 名称 有限会社日本堂靴店  
代表者氏名 代表取締役 望月 正樹  
住所 東京都新宿区西新宿一丁目1番1号
- 名称 株式会社ヤコボ  
代表者氏名 代表取締役 古屋 貴史  
住所 東京都渋谷区上原一丁目7番20号
- 名称 有限会社あさや  
代表者氏名 代表取締役 西川 壽彦  
住所 埼玉県上尾市大字上尾下806番地22
- 氏名 細貝 晴美  
住所 さいたま市大宮区天沼町1丁目279番地15
- 名称 有限会社まりも  
代表者氏名 代表取締役 西川 洋一  
住所 さいたま市浦和区常盤三丁目18番20号ときわコーポラス701号
- 名称 有限会社つじ  
代表者氏名 取締役 辻 勇一  
住所 さいたま市大宮区仲町二丁目34番地
- 名称 株式会社信濃屋  
代表者氏名 代表取締役 矢崎 博  
住所 さいたま市大宮区天沼町二丁目727番地5
- 名称 有限会社サブリナ  
代表者氏名 代表取締役 木内 重夫  
住所 さいたま市大宮区宮町一丁目65番地
- 氏名 山田 和彦  
住所 さいたま市西区プラザ42番7号
- 名称 株式会社ダイキ・ホールディングス  
代表者氏名 代表取締役 小林 達彦  
住所 東京都中央区銀座六丁目8番4号
- 名称 有限会社シービーエム  
代表者氏名 取締役 細美 恵子  
住所 東京都中央区月島三丁目18番2号人見方
- 氏名 新井 安子

住所 さいたま市大宮区宮町1丁目69番地

・ 氏名 小島 一恵

住所 横浜市旭区白根二丁目31番13-401号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) 大宮ビル

(変更後) 三栄ビル

(4) 変更の年月日

平成26年4月18日

(5) 変更する理由

店舗名称変更のため

2 届出年月日

平成26年4月24日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成26年5月2日から平成26年9月2日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局経済部商業振興課

ア 住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

イ 電話 048(829)1364

ウ FAX 048(829)1966

(2) 大宮区役所区民生活部総務課地域商工室

ア 住所 さいたま市大宮区大門町3丁目1番地

イ 電話 048(646)3093

ウ FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成26年5月2日から平成26年9月2日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局経済部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966